国立大学法人東京学芸大学収入金収納事務取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 別紙第４号様式（第９条関係）「収入金仕分集計表」　（別紙Ｂ参照） 附　則 この要項は，平成20年４月１日から施行する。	〔省略〕 別紙第４号様式（第９条関係）「収入金仕分集計表」　（別紙Ａ参照）

※　別紙Ａとして改正前の「収入金仕分集計表」を，別紙Ｂとして改正後の「収入金仕分集計表」をこの新旧対照表に添付。